

議会の傍聴においでください

開 会 9月7日(水)～ 時 間 9:00～
 ※会期などはお問い合わせください
 場 所 役場 4階 議場
 問 合 せ 議会事務局 TEL84-1335



民間賃貸住宅家賃補助事業（新制度）

町では、子育て世帯や若年単身世帯の定住促進を目的に、松田町空家バンクに登録された賃貸住宅に入居する対象世帯に、商品券で家賃の一部を補助する制度を開始しました。



- 対象世帯** ○子育て世帯
 申請時に18歳以下の子どもを扶養し、同居している世帯
 ○若年単身世帯(学生や勤労単身者など)
 申請時に18歳以上40歳以下の単身世帯
- 対象物件** 松田町空家バンクに登録された賃貸住宅
 (アパートなどの空き部屋も含まれます)
 ※公的賃貸住宅、官舎・社宅などの事業主から貸与を受けた住宅などは対象外です
- 交付要件** ○入居から2年以上、町に居住すること
 ○住民税などの滞納がないこと
 ○入居後、自治会に加入していること
- 補助額等** 月額家賃の2分の1(上限1万円)
 申請日の属する月の翌月から最大1年間
 ※町商工振興会の発行する商品券で交付します
- 申請期限** 松田町空家バンクに登録された賃貸住宅に入居した日から
3か月以内
 ※詳しくはホームページをご覧ください(<http://town.matsuda.kanagawa.jp>)
- 申し込み・問合せ** 定住少子化担当室 定住少子化対策係 TEL84-5541

子育て世帯支援事業補助金の申請はお済みですか？

町では、子育て世帯を応援するために、水道料金(昨年度分)の補助制度を実施しています。
 次の対象世帯に対して、児童手当の現況届と併せて、既に申請の通知をしておりますが、まだ申請がお済みでない方は、**平成28年9月30日(金)まで**にお手続きください。



期日を過ぎての申請は受け付けることができませんので、ご注意ください。

【補助の対象となる世帯(次の①～⑤すべてに該当すること)】

- ① 平成29年3月31日時点で18歳以下である子どもを、2人以上養育していること
- ② ①の子どものうち、中学生以下の子どもがいること
- ③ 平成28年6月1日時点で、保護者及び対象児童の住所が松田町にあること
- ④ 世帯全員が、町税や水道料金の滞納がないこと
- ⑤ 生活保護世帯でないこと

申し込み・問合せ 子育て健康課 子育て支援係 TEL84-5544

平成28年9月1日発行

広報まつだ

おしらせ号

編集/発行 政策推進課

〒258-8585 松田町松田惣領 2037 番地 TEL 83-1222

ホームページアドレス <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

平成28年度 幼稚園・保育園運動会

町立幼稚園・保育園の運動会を次の日程で行います。
 来年度に就園を予定されている幼児や未就園児の出場
 種目もありますので、ぜひご参加ください。
 ※お車でのご来場はご遠慮ください



施設名	日時	場所	就園予定児 かけっこ	未就園児 かけっこ	雨天 の場合
寄幼稚園	9月24日(土) 9:30～11:40	園庭	10:00頃	-	順延
松田幼稚園	10月1日(土) 9:10～14:00	園庭	10:00頃	-	順延
松田さくら 保育園	10月8日(土) 9:00～12:00	松田中学校 屋内運動場	-	10:30頃	-

問合せ 寄幼稚園 TEL89-2452
 松田幼稚園 TEL83-2517
 松田さくら保育園 TEL46-8300

「クールチョイス」電動式生ごみ分解機購入助成金

町では、ごみ減量対策として、ごみを堆肥などに分解する電動式生ごみ分解機の購入費の一部を助成しています。

対象者 町内に1年以上住所を有し、ごみ減量をリサイクルに対し意欲的な個人で、これから購入する方(事業所などは対象外)

助成内容 購入費の1/2補助(最高限度額3万円)

手続方法 ①申請者は助成金交付申請書を記入し、購入予定店の見積書を添付の上、町にご提出してください。

②申請者は町から決定通知書を受け取り後、見積書を依頼した購入予定店から対象機器を購入してください。

③申請者は自宅に設置した状況の写真を完了届に添付の上、請求書、領収書と併せて、町にご提出してください。

④町は申請者の指定口座に助成金額を振り込みします。

その他 ・予算内の助成となります。購入を検討される方はお早めにお問い合わせください。

・購入予定店の指定はありません。

・申請書は町ホームページからダウンロードができるほか、役場1階の環境上下水道課でも配付しております。

申し込み・問合せ 環境上下水道課 環境係 TEL83-1227



寄ふれあいドッグラン 9月のイベント情報

寄ふれあいドッグランでは次の日程でドッグ教室を開催します。ぜひご参加ください。

「愛犬との暮らし方教室&愛犬なんでも相談会」

日時 9月17日(土)、18日(日) 1日2回開催 11:00～、14:00～

場所 寄ふれあいドッグラン

内容 「うちの子、言うこと聞かなくて……」とお悩みの飼い主さんは必見です。おやつや命令を使う「訓練」ではなく、愛犬がいつも笑顔を見せてくれるような、家族としての気持ちをつなげる「暮らし方」教室です!



費用 無料(別途、入園料・駐車料が必要です)

※入園料 大人(18歳以上)200円

小人(3～17歳)100円

犬 1頭 300円

駐車料 普通車(1台)500円、大型車(1台)1,500円

その他 ・8月より利用にあたっての登録制度を開始しております。

・入園には必ず1年以内の狂犬病注射済証をご持参ください。

問合せ 寄ふれあいドッグラン TEL89-3113

ヤマビルにご注意ください

登山や農作業の際、ヤマビルに吸血される被害が増加しています。

ヤマビルは4～11月頃、気温25℃前後で湿度が高い雨上がりなどの条件のもとで活発に活動します。

ヤマビルは塩分を嫌がります。靴や靴下に塩分を含ませるの着用や、市販の虫除けスプレー、ヒル忌避剤なども予防効果があります。

もし吸血された場合は、無理にはがすと傷が深くなる可能性があります。塩を振りかけたり、タバコなどの火を近づけると自然にはがれます。

また、吸血された後、しばらく出血が続くことがあります(個人差がありますが、場合によっては数日)。吸血箇所を消毒して止血してください。

病状が悪化した場合は、念のため医療機関へ受診してください。

吸血したヤマビルは卵を産み、さらなる被害を招くため、タバコの火で焼く、石ですりつぶすなどして、必ず退治するようにしてください。

問合せ 観光経済課 商工農林係 TEL83-1228



交通災害見舞金制度

町では、交通事故にあわれた方に対して交通災害見舞金を支給しています。交通事故により傷害を受け、治療のために入院した方、または死亡した方の遺族の方は、交通災害見舞金支給申請書及び次の区分による書類を添えて提出してください(被害当時本町に住所を有する方に限ります)。

区分	傷害見舞金	死亡見舞金
書類	交通事故証明書	
	入院証明書(所定の様式)	死亡診断書又は死体検案書
	その他町長が必要と認める書類	

請求期間 交通事故発生の時から1年間

見舞金額 ①傷害見舞金 入院1日につき2,000円(入院15日限度)

②死亡見舞金 50,000円

申し込み・問合せ 総務課 安全防災担当室 防災防犯係 TEL84-5540